

ご存じですか？子どもの医療費助成制度

子どもの医療費助成制度は、入院、調剤にかかる助成対象を中学3年生まで拡大しています。

◆制度の概要

病気やけがをして医療機関などを受診した場合に、医療保険で支払った自己負担額の一部を助成します。

◆助成内容

《小学校就学前》

助成方法 ↓ 現物給付方式

子どもの医療費受給資格者証を医療機関へ提示し、保護者負担金のみを医療機関で支払います。

《小学校就学前》 1か月1医療機関あたり

入院	上限1,000円
調剤	無料
通院	上限500円を2回目の受診まで支払う ※3回目からは無料

《小・中学生》

助成方法 ↓ 償還払い方式

いったん保険適用分全額を医療機関で支払った後、こども課へ申請（領収書添付）することで保護者負担金を差し引いた額の払い戻しを受けることができます。

《小・中学生》 1か月1医療機関あたり

入院	上限1,000円
調剤	無料 (平成25年10月1日~)
通院	助成対象外

※「調剤」とは、薬局で医師の処方せんにより、薬剤の処方を受けたものに限ります。

※子どもの医療費は、自己負担額（保険給付分）から高額医療費や付加給付を差し引いた額を支給します。

【問合せ】こども課（西館1階）

担当 渡邊・川原

☎ 37・6109

市道橋の通行制限についてお知らせ

市道に架かる橋梁を点検した結果、橋梁の鉄筋が老朽化し、一部腐食しているため、車両の通行に危険を及ぼす恐れがあることが分かりましたので、通行制限を行います。

多大なご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願します。

◆市道名 西川・西小路線

◆橋梁名 砂田橋

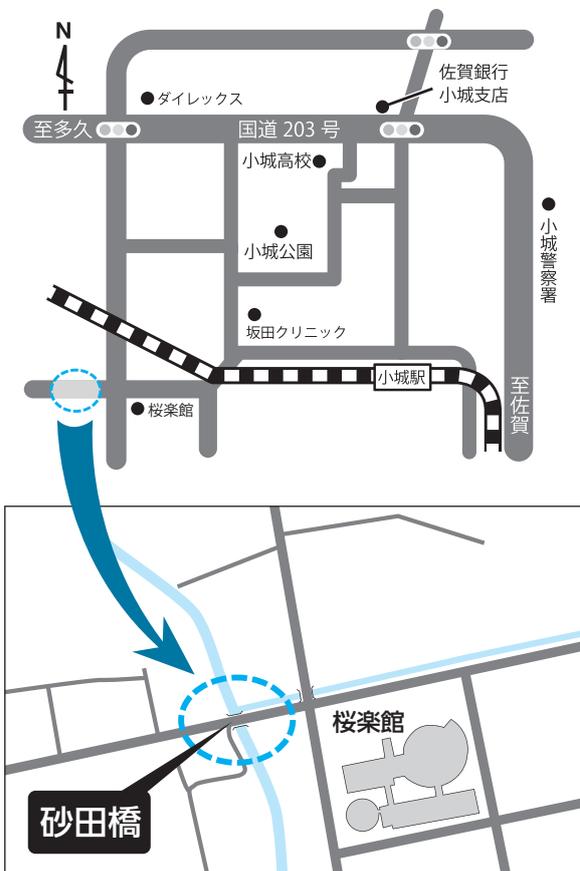
◆通行制限内容

車両総重量6t以上通行禁止
※橋の両側と進入口付近に制限内容を記載した看板を設置します。

【問合せ】建設課（東館1階）

担当 大久保・西田

☎ 37・6120



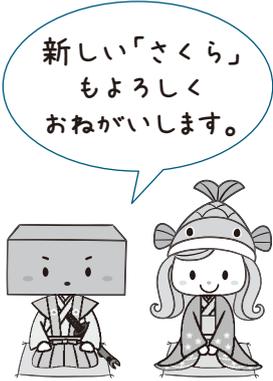
「新年度から広報「さくら」の発行が月1回になります

広報「さくら」はこれまで月2回、5月号と20月号を発行してきましたが、新年度から月1回の発行になります。

発行日は毎月20日

4月5日号の次からは、表のように各月20日（20日が土、日、祝日の場合は前開庁日）に翌月号を発行します。

発行日	発行号
4月5日（土）	4月5日号
4月18日（金）	5月号
5月20日（火）	6月号
6月20日（金）	7月号
7月18日（金）	8月号
⋮	⋮



「有料広告募集」PRにご活用ください

広報「なついろ」について

小城市広報「さくら」に掲載している広告は、小城市との契約に基づき、広告代理店が取り扱います。

広告内容や料金に関する問い合わせや掲載の申し込みは、下表の広告代理店までお願いします。

小城市ホームページに関して

「小城市ホームページ」に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

◆料金

縦60ピクセル×横220ピクセル
1枠あたり月額5,000円
(消費税・地方消費税を含む)

※広告の内容が

- ・選挙、政党若しくは政治団体または政治活動に関係がないこと
- ・宗教団体による布教推進を目的としないこと

など基準があり、場合によっては掲載できないことがあります。

【問合せ】総務課（西館2階）
担当 古賀・高塚
☎37・6113

5月号
(4月18日発行)



【問合せ】総務課（西館2階）

担当 高塚・古賀
☎37・6113

広告媒体	期間	問合せ
広報「さくら」 (15,350部発行)	4月～ 平成27年3月	株式会社 音成印刷 ☎73・4113 FAX73・3540
小城市ホームページ (約4,800アクセス/1日平均)	随時受付	小城市総務課 秘書広報係 ☎37・6113

市ホームページから **有料広告** で検索！

DV防止基本計画を策定しました

暴力を許さない社会の実現を目指し、「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

DV対策の方向性を示すことで、庁内関係部署が共通認識を持ち、関係機関や民間支援団体との連携を図ります。具体的には、被害者の相談を受け、被害者とその同伴者の安全確保や自立に向けた切れ目のない支援へとつなげていきます。また、DVの発生をなくすために、防止啓発や未然防止教育を行うなど、総合的な対策に取り組んでいきます。

◆計画期間

平成26年度～平成28年度

※DV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・親密な関係にあるパートナー間における、身体的・精神的・性的・経済的暴力などのこと

計画は小城市ホームページからもダウンロードできます。



【相談窓口】～ひとりで悩まず、ご相談ください～

小城市こども課	☎37・6109	月～金/8時30分～17時15分
配偶者暴力相談支援センター	☎26・0018	火～土/9時～21時 日・祝/9時～16時30分 月/休み
	☎26・1212	月～金/8時30分～17時15分 土・日・祝/休み ※緊急の場合は、毎日24時間対応
レディースステレホン県警本部	☎28・4187	月～金/8時30分～17時15分

市ホームページから **DV** で検索!

協働のまちづくり推進事業補助金を活用ください

市民の主體的な協働によるまちづくりを推進するため補助金を交付します。
ぜひご活用ください。

◆対象者

- ① 市民、市内に勤務または在学している方
- ② 市内CSOなど

◆補助回数

1年度あたり1団体(人)1回

※協働：立場や手法が違う組織同士が、「共通の目的(解決したい課題)」のために、特質(情報や手法、人的資源等)を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」こと。

※CSO：市民社会組織(Civil Society Organizations)の略で、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体の呼称。

事業名	① 地域リーダー等育成事業	② 活動力アップ支援事業
内容	国、地方公共団体、NPOなどが行う研修などへ参加する活動	地域での諸課題の解決のため、CSOなどが自主的に協働によるまちづくりに寄与する事業
補助率	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内	補助対象経費の10分の9以内
補助金の上限	1人につき5万円	1団体につき15万円

市ホームページから **市民協働** で検索!

【問合せ】企画課(西館2階)
担当 池田・浦部

☎37・6115

【問合せ】企画課(西館2階)
担当 池田・浦部

☎37・6115

男女共同参画推進事業補助金をご活用ください

男女共同参画社会の実現に向けて、市内で自主的かつ積極的な活動を行う個人または団体へ、補助金を交付します。

◆男女共同参画社会とは

女性も男性も、誰もがお互いにその人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

補助事業	補助率	補助限度額	補助回数
(1) 男女共同参画に関する研修会等参加事業	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内	1人につき5万円以内	1年度あたり1人1回とし、通算して2回を限度とする。
(2) 男女共同参画に関する研修、啓発活動等開催事業	補助対象経費の10分の8以内	1団体につき10万円以内	1年度あたり1団体それぞれ1事業までとする。
ア 研修会、啓発活動等開催事業			
イ 啓発資材作成及び頒布事業			

補助金活用事例紹介

◆補助事業 男女共同参画に関する啓発活動の実施（刊行物の発行事業）

◆活用団体 小城市男女共同参画ネットワーク（半田幸子会長）

◆内容

子どもたちに、楽しく男女共同参画の意識を育んでもらうために紙芝居を作成し、それを活用して正しい知識と理解を広める。

◆補助金を活用した感想

子どもたちにもっと分かりやすく男女共同参画の正しい知識を伝えたいと思い、紙芝居を作成しました。ストーリーは、いろいろな状況で苦しんだり悩んだりしている子どもたちへ、温かいメッセージを送り、勇気づける内容です。未来を担う子どもたちに「ひとりひとりが大切な存在であること、そのままの自分を大切に、友人や家族も大切にしてください」というメッセージを伝えたいと思います。

◆紙芝居を出張上演します



(15分程度)

紙芝居は中・高生や大人の方も楽しめる内容です。地区の会合や子ども会などでご活用ください。問い合わせは、CSO市民活動センター よっこそ（☎72・3556まで）

補助金の申請書は小城市ホームページからもダウンロードできます。

※市ホームページから

男女共同参画 で検索！

【問合せ】企画課（西館2階）

担当 池田・浦部

☎37・6115

人権のまど

『大人の背中を見て子は育つ』

社会教育指導員 青木律子

子ども、特に幼児期の子どもに、「人権」を言葉で教えるのはとても困難です。

でも、子どもには得意技があります。

それは「まね」です。親や大人のまねをするのは得意です。子どもは、周りの大人の言動をよく見聞きしています。ですから、大人の行動や言葉は、正しい手本を示すのが一番大切ではないでしょうか？

「三つ子の魂百まで」と言われるように、小さいときに身に付けておけば、大人になっても正しい人権感覚は生きていくものです。

人権を尊重し合える大人に育っていくよう、また、豊かな社会へと繋げていくために、大人である我々が子どもたちの手本となりたいものです。

国民年金保険料の免除申請ができる期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などで保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除などを申請することができます。平成26年4月から国民年金保険料の免除申請できる期間が左表のように拡大されます。

	申請免除・若年者納付猶予	学生納付特例
これまで	申請の直前の7月までの1年以内	申請の直前の4月までの1年以内
平成26年4月から	最長で申請時点の2年1か月前の月分まで	

◆ご注意ください

申請が遅れると、障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合があります。

ります。

申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、所得が一定額以上の方や所得の申告をされていない方は免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者と世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられない場合があります。

◆申請方法

国保年金課または年金事務所に申請してください。
必要な添付書類など、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】

・国保年金課（西館1階）
担当 野田・相原

☎ 37・6101

・日本年金機構 佐賀年金事務所
☎ 31・4194

障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいています。

◆平成26年4月から

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。納付申出をすることで、次の制度を利用することができます。

- ・保険料の口座振替
- ・保険料の前納（保険料の割引あり）
- ・付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

◆手続き方法 国保年金課または年金事務所に申出書を提出してください。

【問合せ・申込み】

・国保年金課（西館1階）
担当 野田・相原

☎ 37・6101

・日本年金機構 佐賀年金事務所
☎ 31・4191

公共下水道の供用開始について

公共下水道事業三日月・牛津・芦刈処理区の一部の区域で、3月31日(月)から下水道を使用することができますようになりました。

下水道を使用するためには、宅内排水設備の工事が必要です。市が指定している「排水設備指定工事店」に依頼してください。

また、負担を少しでも軽くするために、左記の補助金制度もあります。

◆工事の補助金制度

- ・下水道等宅内改造積立金補助金交付制度
- ・水洗便所等改造資金利子補給金交付制度

※両制度の詳しい条件などはお問い合わせください。

【問合せ】下水道課（東館2階）

担当 真島・貞松

☎ 37・6122

各課からのお知らせ

定住人口の増加と地域の活性化を図るため、平成27年3月までに転入・転居された方に予算の範囲内で奨励金を交付します。

- ※申請期限は、転入・転居の届出日から90日以内または、その年度の3月31日のうち早い日までです。
- ※奨励金の交付には、いくつかの要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



①市外から市内へ引越しされる方へ！

定住奨励金
(市内全域)

市外に3年以上居住している方が、市内に**住宅を取得**して住んだ場合、**1人につき5万円**を助成します。
※同居する子が3人以上の場合3人目(15歳未満)からは1人10万円の助成。



小城町三里校区・牛津町砥川校区・芦刈町の場合
持家加算金として、住宅取得価格の3%を奨励金に加算します。
※限度額 60万円。



みんなで小城に住もう!!



②市内の賃貸から市内の住宅へ引越しされる方へ！

持家奨励金
(小城町三里校区・牛津町砥川校区・芦刈町の場合)

市内の借家に居住している方が、上記地区に**住宅を取得**して住んだ場合、住宅取得価格の3%を助成します。
※限度額 60万円。



◎対象地区



③市内で三世代同居を始められる方へ！

三世代同居奨励金
(市内全域)

一世代または二世代のいずれかが3年以上市内に居住し、**新たに三世代同居を始められた**場合、**1世帯につき10万円**を助成します。(同一敷地内住宅含む)



三世代同居のために住宅を新築・購入または、増改築した場合
住宅加算金として、費用の3%を奨励金に加算します。
※限度額 30万円。



【問合せ】

企画課 (西館2階)
担当 山田・池田
☎37・6115

6次産業化に取り組んでみませんか

市内の農林水産業者の所得向上のために、農林水産業者などが生産だけでなく、食品加工や流通・販売などを行う6次産業化への取り組みに対して支援します。

◆**募集期間** 4月7日(月)～30日(水)

◆**事業実施期間** 決定の通知の日から平成27年3月31日

◆**対象事業**

- ・農林水産業者等が主体的に取り組む事業
- ・加工品の開発や、新たな販売方式の取り組み、農家レストランなど

◆**補助率など**

補助対象経費の2分の1以内 ※上限あり
実施要領や募集要項は小城市ホームページからダウンロードできます。

※市ホームページから

6次産業 で検索!

【問合せ】農林水産課(東館1階)

担当 水田・岩崎

☎37・6125

宝くじの助成事業でコミュニティセンターを整備しました

コミュニティ助成事業を活用し、このたびは^{みつ}戊辰区コミュニティセンター(三日月町)が完成しました。今後は、地域のコミュニティの活動拠点として利用され、同時に地域間交流の中核施設として地域の活性化に貢献していくことが期待されます。



【問合せ】企画課(西館2階)

担当 浦部・池田

☎37・6115

春の交通安全県民運動開催

4月6日(日)～15日(火)

春の交通安全県民運動が「守ろう交通ルール 高めよう交通安全」を運動のスローガンに実施されます。

◆**期間** 4月6日(日)～15日(火)

◆**運動の重点と主な推進事項**

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤追突事故の防止

《自転車安全利用五則》

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【問合せ】総務課(西館2階)

担当 南里・栗原

☎37・6112

入札結果の公表

(2月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位:円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
小城公共下水道事業 三日月汚水2号幹線第1号管渠布設工事	中島工務店・エグチ・ビルド共同企業体 大義・久保建設共同企業体 岡本・西岡建設共同企業体 下村・城南建設共同企業体	岡本・西岡建設 共同企業体	125,820,000 (9,320,000)	131,368,608 (9,731,008)	95.78	下水道課 ☎37・6122

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。

入札結果のとりまとめは建設課で行っていますが、入札結果の詳細は、各入札執行課へ直接お問い合わせください。

【問合せ】建設課(東館1階) 担当 西田・井手口 ☎37・6120

65歳以上の方の
介護保険料のお知らせ

平成26年度の介護保険料は、4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などで7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

◆特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成26年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成25年度2月と同額を天引きします。

（8月から保険料が変更になる場合もあります。）

◆普通徴収（納付書・口座振替）

4月～7月までは平成26年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成25年度住民税の課税状況等で算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成26年度仮算定額の納入通知書は4月中旬頃に送付します。

■平成26年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している方。または、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.5	年額31,620円 (月額 2,635円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	年額31,620円 (月額 2,635円)
特例第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.66	年額41,736円 (月額 3,478円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	年額47,436円 (月額 3,953円)
特例第4段階	本人の住民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方 (世帯に課税者がいる場合)	基準額×0.91	年額57,552円 (月額 4,796円)
第4段階	本人の住民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超える方 (世帯に課税者がいる場合)	基準額	年額63,240円 (月額 5,270円)
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.16	年額73,356円 (月額 6,113円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	年額79,056円 (月額 6,588円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.5	年額94,860円 (月額 7,905円)
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	年額110,676円 (月額 9,223円)
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×2.0	年額126,480円 (月額 10,540円)

※月額、年額は、年額を12分の1した金額で、本人へ送付する通知書に記載されている金額とは異なります。

【問合せ】

- 福祉課（西館1階） 担当 今泉・村岡 ☎37・6107
- 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135





後期高齢者医療制度 平成26・27年度の保険料のお知らせ



後期高齢者医療制度では、法律により2年ごとに保険料率を改定しています。今回の改定では、1人当たりの医療費の増加により、保険料率が上昇する見込みとなりました。ご負担をおかけしますが、納めていただく保険料が大切な財源となります。ご理解とご協力をお願いします。

◆保険料の計算方法

保険料は、1人当たりいくらと決められる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額です。

$$\text{年間保険料 (限度額57万円)} = \text{被保険者均等割額 1人当たり 51,800円} + \text{所得割額 (被保険者に係る基礎控除後の総所得金額) \times 9.88\%}$$

◆所得の低い方などへの保険料の軽減

(1)被保険者均等割額

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が次のいずれかに該当する場合、被保険者均等割額が軽減されます。ただし、世帯内に未申告者がいる場合、軽減が受けられない場合があります。

「基礎控除(33万円)」を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の所得がない場合)

➔ 9割軽減 年額 5,100円

「基礎控除(33万円)」を超えない世帯

➔ 8.5割軽減 年額 7,700円

「基礎控除(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

➔ 5割軽減 年額 25,900円

「基礎控除(33万円) + 45万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

➔ 2割軽減 年額 41,400円

(2)所得割額

所得割額を負担する方のうち、次の場合、所得割額が軽減されます。

「基礎控除後の総所得金額等」が58万円以下の方

➔ 5割軽減

※年金収入のみの場合、年金収入153万円から211万円までの被保険者が該当します。

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額が課税されません。さらに、被保険者均等割額も9割軽減され、年額5,100円となります。

◆保険料の納め方

(1)年金の受給額が年額18万円以上の方は、次のいずれかの方法でお支払いいただきます。

① 2か月ごとに支給される年金からのお支払い

※後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計して年金の額の半分を超える場合は、口座振替または納付書での支払いとなります。

② 被保険者本人、世帯主、配偶者などの口座からの口座振替によるお支払い

※世帯主や配偶者などの口座から口座振替をされた場合、これらの方の社会保険料控除の適用になります。

(2)年金の受給額が年額18万円未満の方は、口座振替または納付書でお支払いいただきます。

※口座振替によるお支払いは、別途手続きが必要です。

【問合せ】 国保年金課 (西館1階) 担当 堤・清水 ☎37・6101